政 策 経 営 会 議 資 料 令 和 5 年 11 月 2 日 子ども家庭部男女共同参画課

# 「新宿区第四次男女共同参画推進計画~ジェンダー平等社会を目指して~ (令和6年度~令和9年度)」(素案)の作成及びパブリック・コメント等の実施について

「新宿区第四次男女共同参画推進計画~ジェンダー平等社会を目指して~(令和 6 年度~令和 9 年度)」については、新宿区男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)等からご意見をいただきながら令和 6 年 3 月の計画策定を目指している。

このたび、推進会議等での検討結果を踏まえ、別添のとおり「新宿区第四次男女共同参画推進計画~ジェンダー平等社会を目指して~(令和6年度~令和9年度)」(素案)(以下「計画素案」という。)を作成し、これについて、下記のとおりパブリック・コメントを実施し、広く区民からの意見を求める。

記

# 1 計画素案の概要(資料1・2)

# (1) 計画策定の目的

本計画は、新宿のまちに住む人々はもとより、新宿で働き、学び、活動するすべての男女が、 性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合い、共にあらゆる分野 に参画することのできる社会を実現していくことを目的とする。

#### (2) 計画の性格・位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に位置づけられると同時に、新宿区男女共同参画推進条例第9条第1項に規定する基本計画であり、「新宿区総合計画」の基本政策 I 「暮らしやすさ1番の新宿」のうちの個別施策7「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」の実現をめざした分野別計画である。

今回の計画は、「新宿区第三次男女共同参画推進計画」(平成30年度~令和5年度)に引き続く計画として策定するとともに、計画を着実に推進するため、体系を整理し、「3つの視点」から目標を掲げることとしたものである。

なお、「新宿区第四次男女共同参画推進計画」の目標2から目標3(2)までを「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」と位置づける。また、目標4(1)から(3)までを「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」と位置づける。

#### (3) 計画の期間

令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間を計画期間とする。

## (4) 計画の基本的な考え方

「新宿区男女共同参画推進条例」の"男女が、すべて人として平等であり、個人として尊重される社会を実現する"という基本理念を踏まえ、新宿区総合計画(基本計画)の個別施策 I -7 「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」を実現するために、計画ビジョンを「誰もが個人として尊重され、自分らしく豊かに生活できるまち新宿」とし、具体的な3つの視点と5つの目標を定め、総合的に施策を推進していく。

# 2 パブリック・コメントの実施について(資料3)

(1) 実施期間

令和5年11月15日(水)から令和5年12月14日(木)まで

(2) 周知方法

11月15日号の広報新宿で周知を行うとともに、区ホームページにて素案全文を掲載して周知を行う。

(3) 資料の閲覧・配布場所

男女共同参画課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、区立図書館

(4) 提出方法

郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページで受け付ける。

(5) 提出先

男女共同参画課

### 3 地域説明会

以下の日時と場所において地域説明会を実施する。

11月22日(水) 午後7時~8時30分	新宿区立男女共同参画推進センター(ウィズ新宿)
11月30日(木) 午後2時~3時30分	新宿区立子ども総合センター

## 4 今後のスケジュール

令和5年	11月2日	政策経営会議
	11月8日	常任委員会報告
	11月 15日	パブリック・コメント開始
	11月22日·30日	地域説明会(2所)
	12月14日	パブリック・コメント終了
令和6年	1月29日	男女共同参画推進会議
	2月14日	調整会議
	3月1日	政策経営会議
	3月12日	常任委員会報告